



三重県公報

令和3年7月9日 (金)
 第 224 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
465	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
466	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
467	地方自治法施行令第158条第1項の規定による償還金の収納事務の委託	(森林・林業経営課)	2
468	内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更の認可	(水産資源管理課)	3
469	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	4
470	同件	(同)	5
471	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	6
472	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	8
473	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	9
474	証紙の販売所の名称を変更した旨の届出	(出納局)	9
公 安 委 告 示			
56	幹部交番、交番、警察官駐在所等の名称、位置及び所管区の一部を改正する告示	(公安委員会)	10
公 告			
	家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付	(畜産課)	10
	家畜改良増殖法の規定による種畜証明書を書換交付した旨の通報	(同)	10
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧の変更	(農地調整課)	10
	農業振興地域の区域の変更	(同)	11
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	11
	建築基準法の規定による道路の位置指定及び関係図書の縦覧	(建築開発課)	11
	開発行為に関する工事の完了	(同)	11
特 定 調 達 公 告			
	公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する旨	(営繕課)	12

告 示

三重県告示第 465 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和 3 年 7 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470206026	いのうえサポート	四日市市小杉町 1892 番地 1	いのうえサポート合同会社	令和 3 年 7 月 1 日	訪問介護
2470506193	ヘルパーステーション カームライフ	津市白塚町 4332 コマヴィレッジ 101 号	株式会社 Calm life	令和 3 年 7 月 1 日	訪問介護
2470802865	訪問介護ステーション虹星いせ	伊勢市下野町 513-1 ハイアカネ 101	株式会社ディアマン松阪	令和 3 年 7 月 1 日	訪問介護
2471100509	介護サポートなないろ	熊野市井戸町 758-2	合同会社なないろ	令和 3 年 7 月 1 日	訪問介護
2460290535	訪問看護ステーションロッコ (ROCCO)	四日市市桜町 2609 番地	株式会社 R I C C I O	令和 3 年 7 月 1 日	訪問看護
2460790245	訪問看護ステーション かふう	松阪市市場庄町字長井 1114 番地 1	医療法人胃医巴会	令和 3 年 7 月 1 日	訪問看護
2470303633	デイサービス シトリン	鈴鹿市江島町 3916 番地	株式会社みつば	令和 3 年 7 月 1 日	通所介護
2470506201	デイサービス青い鳥Ⅱ	津市豊が丘四丁目 37 番 1 号	ケア・サポート青い鳥有限公司	令和 3 年 7 月 1 日	通所介護
2471201422	レッツ倶楽部赤坂	伊賀市上野赤坂町 336 番地の 14	アース株式会社	令和 3 年 7 月 1 日	通所介護
2470506185	エミタス福祉用具貸与	津市大倉 4-23	エミタス株式会社	令和 3 年 7 月 1 日	福祉用具貸与
2470506185	エミタス福祉用具販売	津市大倉 4-23	エミタス株式会社	令和 3 年 7 月 1 日	特定福祉用具販売

三重県告示第 466 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 3 年 7 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2460290535	訪問看護ステーションロッコ (ROCCO)	四日市市桜町 2609 番地	株式会社 R I C C I O	令和 3 年 7 月 1 日	介護予防訪問看護
2470506185	エミタス福祉用具貸与	津市大倉 4-23	エミタス株式会社	令和 3 年 7 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
2470506185	エミタス福祉用具販売	津市大倉 4-23	エミタス株式会社	令和 3 年 7 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売

三重県告示第 467 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、林業・木材産業改善資金に係る償還金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 3 年 7 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 委託先

三重県津市桜橋一丁目 104 番地
三重県森林組合連合会
三重県亀山市加太板屋 4622 番地 1
鈴鹿森林組合
三重県津市白山町南家城 915 番地の 1
中勢森林組合
三重県松阪市飯南町粥見 5725 番地の 3
松阪飯南森林組合
三重県多気郡大台町江馬 316 番地
宮川森林組合
三重県度会郡度会町大野木 2756 番地 1
いせしま森林組合
三重県度会郡大紀町崎 239 番地 2
大紀森林組合
三重県伊賀市ゆめが丘 7 丁目 7 番地の 1
伊賀森林組合
三重県北牟婁郡紀北町便ノ山 200 番地
森林組合おわせ
三重県熊野市久生屋町 1368 番地 2
三重くまの森林組合
三重県津市桜橋一丁目 104 番地
三重県木材協同組合連合会
三重県津市美杉町八知 5767 番地
美杉木材協同組合
三重県松阪市木の郷町 18 番地
松阪地区木材協同組合
三重県松阪市木の郷町 1 番地
ウッドピア松阪協同組合
三重県多気郡大台町下三瀬 528 番地の 1
三瀬谷地区木材協同組合
三重県尾鷲市古戸町 7 番 26 号
尾鷲木材協同組合
三重県熊野市井戸町 349 番地の 1
熊野木材協同組合

2 委託期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 468 号

次の組合の内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 3 項の規定により、次のとおり認可しました。

令和 3 年 7 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号
宮川漁業協同組合
伊勢市佐八町 1720-4
三重内共第 15 号
- 2 遊漁規則の変更内容
次のとおり

「次」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課に備え置いて、告示の日から令和3年8月10日まで縦覧に供します。

- 3 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3年7月1日

三重県告示第 469 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの告示の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年7月9日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）東京インテリア家具三重河芸店
津市河芸町上野 259
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社東京インテリア家具	岩手県盛岡市青山4丁目9-15	利根川 隆弘

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社東京インテリア家具	岩手県盛岡市青山4丁目9-15	利根川 隆弘

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年2月18日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,839.5 m²
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	233 台	縦覧による
合 計	233 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	50 台	縦覧による
合 計	50 台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	54.4 m ²	縦覧による
合 計	54.4 m ²	

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設	29.3 m ³	縦覧による
合 計	29.3 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社東京インテリア家具	午前 10 時	午後 8 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位 置
駐車場	5 箇所	縦覧による
合 計	5 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 8 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 3 年 6 月 17 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 7 月 9 日から同年 11 月 9 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 470 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 7 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス伊勢小木店

伊勢市小木町字出淵 674 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4 年 2 月 24 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,548 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位置
駐車場	55 台	縦覧による
合計	55 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位置
駐輪場	26 台	縦覧による
合計	26 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設	32 m ²	縦覧による
合計	32 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容量	位置
廃棄物保管施設①	4.5 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設②	9.0 m ³	縦覧による
合計	13.5 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前 9 時	午後 9 時 45 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位置
駐車場	2 箇所	縦覧による
合計	2 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 3 年 6 月 23 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 7 月 9 日から同年 11 月 9 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 471 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため

配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年7月9日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホームみえ川越インター店
三重郡川越町大字北福崎 177-1 ほか

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
変更前	株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	土屋 裕雅
変更後	株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	高家 正行

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
変更前	株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	土屋 裕雅
変更後	株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	高家 正行

- (3) 駐車場の位置及び収容台数

【変更前】

駐車場の種類	収容台数	位置
駐車場1	242台	縦覧による
駐車場2	68台	縦覧による
駐車場3	312台	縦覧による
合計	622台	

【変更後】

駐車場の種類	収容台数	位置
駐車場1	146台	縦覧による
駐車場2	333台	縦覧による
合計	479台	

- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
変更前	株式会社カインズ	午前8時	午後9時
変更後	株式会社カインズ	午前6時30分	午後9時

- ② 来客が駐車場を利用する事ができる時間帯

	位置	駐車可能時間帯
変更前	駐車場1	午前7時30分～午後9時30分
	駐車場2	午前7時30分～午後9時30分
	駐車場3	午前7時30分～午後9時30分
変更後	駐車場1	午前6時00分～午後9時30分
	駐車場2	午前7時30分～午後9時30分

- ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	位置	出入口の数
変更前	駐車場1及び3	3
	駐車場2	2

変更後	駐車場1及び2	3
-----	---------	---

3 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和3年6月3日

- (2) それ以外の項目

令和4年2月3日

4 変更理由

来店客及びテナントのニーズの変化に対応するため。

5 届出の日

令和3年6月3日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年7月9日から同年11月9日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 472 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和3年7月9日

三重県知事 鈴木英敬

第1

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 365号
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市北勢町大字麻生田字下川原 3879 番 2 地先から いなべ市大安町片樋字中垣内 1338 番 1 地先まで	旧新	16.3~30.8	323.3
	新	8.0~15.5	323.3

第2

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 306号
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字田光字市場垣 2104 番地先から 三重郡菰野町大字田光字市場垣 2206 番 1 地先まで	旧	6.8~8.2	115.2
	新	7.3~10.4	115.2

第3

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 163号
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市美里町南長野字三園興 252 番 2 地先から 津市美里町南長野字観音寺 143 番 1 地先まで	旧	7.3~18.2	163.3
	新	10.7~28.7	163.3

第4

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 422号
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町栗谷字中木屋 1186 番 3 地先から 多気郡大台町栗谷字中木屋 509 番 5 地先まで	旧	4.2~28.7	254.0
	新	5.2~37.2	254.0

第 5

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町栗谷字赤坂 1285 番 1 地先内	旧	8.4~25.0	89.2
	新	22.6~26.2	89.2

第 6

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町栗谷字赤坂 13 番 1 地先から 多気郡大台町栗谷字赤坂 12 番地先まで	旧	8.3~18.1	79.8
	新	18.1~32.0	79.8

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大杉谷海山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町大杉字桑木谷 518 番 17 地先内	旧	16.6~20.9	46.6
	新	16.6~23.4	46.6

三重県告示第 473 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 3 年 7 月 9 日

三重県知事 鈴木英敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 365 号	いなべ市北勢町大字麻生田字下川原 3879 番 2 地先から いなべ市大安町片樋字中垣内 1338 番 1 地先まで	令和 3 年 7 月 9 日
県道 三畑四日市線	四日市市采女町字古市場 777 番 2 地先から 四日市市采女町字古市場 819 番 4 地先まで	令和 3 年 7 月 9 日

三重県告示第 474 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の名称を次のとおり変更した旨の届出がありました。
 令和 3 年 7 月 9 日

三重県知事 鈴木英敬

販売人の名称	販売所の名称		変更年月日
	旧	新	
伊賀ふるさと農業協同組合	上野東支店（府中ふれあい店）	上野東支店	令和 3 年 6 月 28 日
	上野北支店（新居ふれあい店）	上野北支店	
	上野東支店上野ふれあい店	上野東支店上野	
	伊賀支店（西柘植ふれあい店）	伊賀支店	
	伊賀支店柘植ふれあい店	伊賀支店柘植	

	大山田支店 (山田ふれあい店)	大山田支店	
--	-----------------	-------	--

公安委 告 示

三重県公安委員会告示第 56 号

幹部交番、交番、警察官駐在所等の名称、位置及び所管区（昭和 45 年三重県公安委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

令和 3 年 7 月 9 日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

表松阪警察署の項中

「

多気町佐奈警察官駐在所 多気郡多気町仁田	多気町のうち 五佐奈、西山、四神田、油夫、五桂、前村、神坂、長谷、平谷、仁田
-------------------------	---

を

」

「

多気町佐奈警察官駐在所 多気郡多気町仁田	多気町のうち 五佐奈、西山、四神田、油夫、五桂、前村、ヴィソン、神坂、長谷、平谷、仁田
-------------------------	--

に改める。

」

公 告

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書が交付されました。

令和 3 年 7 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「次」は省略し、関係書類（種畜検査名簿）を三重県農林水産部畜産課に備え置いて縦覧に供します。

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があったので、同条第 2 項の規定により公示します。

令和 3 年 7 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11547350870	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	三重県鈴鹿市西庄内町 4520 アニマルジェネティックス ジャパン株式会社	岡山県新見市正田 270 番地 株式会社いろりカンパニー

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、三雲用水土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和3年7月9日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和3年7月12日から同年8月11日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市三雲地域振興局地域振興課（松阪市曾原町 872 番地）

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、次の農業振興地域の区域を変更しました。

令和3年7月9日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 農業振興地域
名張地域
- 2 農業振興地域の区域
平面図で示した部分に該当する土地の区域
平面図は省略し、三重県農林水産部農地調整課及び伊賀農林事務所に備え置いて縦覧に供します。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和3年6月28日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和3年7月9日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
伊賀市寺田及び同市千戸

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和3年7月9日

三重県知事 鈴木 英 敬

指 年 月 定 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道路 番号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令和3年6月30日	川瀬開発不動産 代表 川瀬 正人	いなべ市北勢町阿 下喜 2723-2	いなべ市北勢町麻生田字 麻野 3538-6、3449-1 の一 部、3515-1 の一部	A	5.0	34.9

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和3年7月9日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年 6月25日	員弁郡東員町大字北大社字藪下 702-8 ほか 3 筆、字 東垣内 713-4 ほか 14 筆及び字建長 1549 ほか 2 筆	鈴鹿市池田町 48 株式会社アト加藤 代表取締役 加 藤 哲 也 鈴鹿市西条 1 丁目 21-21 株式会社オオタ 代表取締役 太 田 全 彦

令和3年 6月28日	度会郡玉城町中楽字七石64	松阪市湊町236 株式会社富士土地 代表取締役 林 弘 高
---------------	---------------	-------------------------------------

特定調達公告

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和3年7月9日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 業務の概要

(1) 業務番号及び委託業務名

令和3年度営繕第0557-2分2001号 盲学校・聾学校建築工事ほか設計業務委託

(2) 業務内容

設計業務一式

盲学校・聾学校 校舎・屋内運動場等 延べ面積 約10,100㎡（新築）

城山特別支援学校 共同給食調理場 RC造 平屋建 延べ面積 768.00㎡（内外部改修）

(3) 委託期間

契約締結の日から510日間

(4) 委託業務履行場所

津市城山一丁目498-2ほか

2 手続きの方式

本業務の委託契約については、三重県建築設計業務委託プロポーザル方式実施要領に基づき公募型プロポーザル方式により手続きを行います。

3 参加資格要件

技術提案書の提出者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる条件を備えた単体企業とします。

(1) 企業要件

ア 平成18年度以降に設計業務が完了又は工事が竣工した延べ面積5,000㎡以上の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校とします。）の新築、増築又は改築の設計業務の実績を有すること。ただし、増築の場合にあっては、当該部分の床面積が5,000㎡以上のものとします。

なお、設計業務とは、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）に定める基本設計又は実施設計の業務をいい、設計業務の実績は官民を問いません。

イ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿（測量・コンサルタント等）で建築関係コンサルに登録されている者であること。ただし、当該名簿に登録されていない場合は、令和3年10月5日（火）までに登録されている者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

エ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく指名停止の措置を、参加申込書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

カ 当該建築士事務所が、参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。

キ 消費税及び地方消費税（本店分）並びに全ての三重県税について滞納がないこと。

ク 本業務に係る他の提案者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本業務に係る三重県建築設計業務委託プロポーザル方式技術審査委員会の委員との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとします。

管理技術者 : 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

意匠主任技術者 : 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

構造主任技術者 : 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

設備主任技術者 : 建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士又は建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 18 に規定する建築設備士

イ 管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者及び設備主任技術者は各 1 名とし、兼ねることはできないものとします。

ウ 管理技術者は、参加申込時に三重県建築設計業務委託共通仕様書第 3 章 3.10 の 6 を満たしていることとします。

(3) 協力者（協力事務所）について

ア 本業務に関する配置予定技術者（管理技術者及び意匠主任技術者を除きます。）について、協力者（協力事務所）を加えることを可能とします。

イ 協力者（協力事務所）は、(1)ウからキまでの資格要件を満たすこととします。ただし、設備主任技術者に係る協力者（協力事務所）については、オの資格要件を求めません。

ウ 協力者（協力事務所）となった者は、本プロポーザルの参加資格を有しないこととします。

エ 他の提案者と同一の協力者（協力事務所）を加えた提案者は、それぞれ本プロポーザルの参加資格を有しないこととします。

4 評価概要

技術提案書の審査は 1 次審査と 2 次審査を行います。

(1) 提案者を選定するための評価基準（1 次審査）

ア 企業の同種又は類似業務の実績及び受賞歴

イ 配置予定の技術者の類似業務の実績、建築 CPD の実績及び繁忙度

ウ 業務の実施体制及び建築計画の基本方針

(2) 提案者を特定するための評価基準（2 次審査）

ア (1)アからウまでに掲げる事項の評価

イ 特定テーマに対する技術提案

ウ ヒアリング

(3) その他

詳細は盲学校・聾学校建築工事ほか設計業務説明書（以下「説明書」という。）によります。

5 手続等

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部営繕課営繕調整班

電話 059-224-2150 ファクシミリ 059-224-3161 電子メール eizen@pref.mie.lg.jp

(2) 説明書の配布期間及び場所

説明書の配布は、次のとおりとします。

なお、三重県入札情報サービスのホームページ (<https://mie.efftis.jp/24000/ppi/pub>) からダウンロードできます。

ア 配布期間

令和 3 年 7 月 9 日（金）から同年 9 月 24 日（金）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」という。）を除きます。）の午前 9 時から午後 5 時まで配布します。

イ 配布場所

(1)に同じ。

(3) 参加申込書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和 3 年 7 月 20 日（火）午後 5 時まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参、電子メール又は郵送（書留郵便に限ります。）によること。

(4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

ア 技術提案書（1次審査用）

(ア) 提出期限

令和3年8月3日（火）午後5時まで

(イ) 提出場所

(1)に同じ。

(ウ) 提出方法

持参、電子メール又は郵送（書留郵便に限ります。）によること。

イ 技術提案書（2次審査用）

(ア) 提出期限

令和3年9月24日（金）午後5時

(イ) 提出場所

(1)に同じ。

(ウ) 提出方法

提案者に選定された者は、技術提案書（2次審査用）を持参、電子メール又は郵送（書留郵便に限ります。）により提出すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

5(1)に同じ。

(4) 契約締結後、受注者又は協力者（協力事務所）が、三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不相当であると認められるときは、契約を解除することができるものとします。

(5) 技術提案のヒアリング

第1次審査選定者を対象としたヒアリングを実施します。

ヒアリングは令和3年10月5日（火）の開催を予定していますが、詳細については別途通知を確認してください。

(6) 以下に掲げる事項その他の詳細は説明書によります。

ア 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項

イ 公告の内容についての質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法

ウ 技術提案書を特定（選定）するための評価基準

エ ヒアリングの実施方法

オ 非特定（非選定）理由に関する事項

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Commission of a design for construction of special needs school for visual and hearing

(2) Time-limit to express interests : 5:00 p.m., July 20, 2021

(3) Deadline for submission of documents related to the first round of screening:

5:00 p.m., August 3, 2021

(4) Deadline for submission of documents related to the second round of screening:

5:00 p.m., September 24, 2021

(5) Contact point for documentation relating to the proposal :

Facility Management and Maintenance Affairs Team, Building and Repairs Division, Department of Prefectural Land Development, Mie Prefectural Government

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2150

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
